

日本充電サービス 一般提携契約の概要について

< 【PHV・PHEV・EV】充電インフラ普及プロジェクトでの取り組み >

合同会社日本充電サービス(以下、NCS)は低炭素社会の実現に向け、次世代エネルギー対策の重要な牽引役を担う電動車両 (PHV・PHEV・EV) の普及を目的とし、その礎となる充電ネットワークの拡充を図るため国内自動車メーカー4社 (トヨタ・日産・ホンダ・三菱) が中心となり設立した合同会社です。充電器の設置促進、充電ネットワークの充実を図ることで、電動車両 (PHV・PHEV・EV) のユーザーにとって利便性が高く、電動車両の機能が最大限生かせる充電環境づくりに貢献いたします。

NCS は『【PHV・PHEV・EV】充電インフラ普及プロジェクト』による充電器設置の受付申請に関し、2014年9月30日に急速充電器、本年2月27日に普通充電器をそれぞれ終了しましたが、このプロジェクトでは電動車両用の充電器設置を促進するために、政府の補助金ではまかないきれない充電器設置および維持等にかかる費用を、社会インフラ整備の一環として支払う仕組みを実施いたしました。

NCS は本プロジェクト等の活動を通じて急速充電器約 4700 基、普通充電器約 6400 基、合計約 11000 基の充電器設置に加え、ネットワーク化を図ることで電動車両ユーザーが所有する「一枚のカード」で利用できる利便性の高い「充電インフラネットワークの構築」に目途を付けることができました。本年春頃には急速充電器を約 3700 基、普通充電器を約 900 基稼働させ、秋頃には急速充電器、普通充電器あわせて約 11000 基全ての充電器を稼働させる見通しです。

< 充電インフラネットワークの拡大に向けた 15 年度の取り組みについて >

NCS は 15 年度も充電器の普及促進に向けた取り組みを引き続き実施いたします。具体的には政府の補助金等も活用して設置される充電器を NCS のインフラネットワークにつなぎ、提携いただくことで、電動車両ユーザーの利便性向上に、より貢献できる充電ネットワークの拡大、充実を図りたいと考えています。

このネットワーク拡大は電動車両ユーザーの利便性向上と同時に、NCS マーク(「チャージスルゾウ」ロゴ)の付いた会員カード発行事業者からの会員の方への告知、充電マップ・各自動車メーカーのナビ等での告知など充電器設置者の皆様方のお役にたてることもあると考えております。

NCS のインフラネットワークに提携いただく充電器設置者の皆様に対し、NCS からは会員の方の利用実績に対する電気代権利金をお支払させていただきます。なお、充電器設置者の皆様には充電器利用に関するお問い合わせ、メンテナンス等にご対応いただくことにもなりますが、是非ともご検討のほど、よろしく願いいたします。

【一般提携契約の概要】（予定）

一般提携契約の概要は以下の通りです。なお、募集開始時期につきましては、
手続詳細等準備でき次第別途ご案内させていただきます。

契約形態	一般提携
一般提携契約の条件	<ul style="list-style-type: none">●NCS や自動車メーカー等が発行する NCS マークの付いた会員カードを用いて充電を行う会員に対する充電サービスの提供（公共サービスが可能）●NCS が指定する認証プロバイダー^{※1}との通信利用の契約を行い、認証機搭載の充電器により、認証ネットワークサービスの提供^{※2}が可能●日常点検、清掃、保守、メンテナンスその他の管理●会員充電器への車路、歩行路の確保等、充電器へのアクセスの確保●充電サービスの利用に必要な電力の提供●NCS が提供する提携店シールの本充電器への貼付●充電サービス提供時間におけるコールセンターサービス^{※3}の提供及びコールセンター連絡先の明示●本充電器が故障した場合のメーカー等への連絡及び利用再開までのフォローアップ●充電サービスの提供時間及び定休日の変更等に関する情報の NCS への提供●点検等による一時的な利用時間変更等に関する情報の NCS への提供
契約及び提携料（電気代権利金）	<ul style="list-style-type: none">●契約期間：1年間(双方の合意により更新可能)●NCS 会員が充電器利用にかかる電気代を提携料としてお支払いいたします。<ul style="list-style-type: none">➢ 支払条件： 1回／年➢ 支払単価<ul style="list-style-type: none">◇ 急速充電器：9.8円／分◇ 普通充電器：1.5円／分●NCS 以外でもカード発行事業者である日産、トヨタ、三菱の各自動車メーカー等との個別交渉も可能です

※1) 認証プロバイダーとはジャパンチャージネットワーク、日本ユニシス、エネゲート、トヨタメディアサービスの何れかです。

※2) 急速充電器については通電時間設定が可能(1回30分を上限とする)、通電開始時刻、通電終了時刻、通電時間の取得が可能であることが必要です。これら条件を満たせない場合には申請前に申請者自身での負担により改修ください。

※3) コールセンター対応とは本充電器や認証用機器の利用方法、利用時のトラブル、故障連絡等に関する照会を電話により受け付けるサービス対応となります。

よくあるお問い合わせ

Q 1. 2015 年度に募集する提携充電器と、2014 年度までに NCS にて募集していた加盟充電器との相違は何ですか？また、提携した場合には非会員の料金設定、収納も NCS が実施するのでしょうか？

A 1. 2014 年度に募集した加盟充電器については、政府の補助金ではまかないきれない充電器設置および維持等にかかる費用を設置権利金、維持権利金として NCS よりお支払しましたが、2015 年度に募集する提携充電器では NCS や自動車メーカー等が発行する NCS のマークの付いた会員カードで利用した実績相当の電気代権利金のみをお支払させていただきます。また、提携充電器については設置者さまに運用をいただいている充電器を NCS マークがついた会員カードで利用する分だけを利用させていただきますので、非会員の料金設定、収納等は充電器の設置者さまにて実施いただくこととなります。

Q 2. 2014 年度までに設置済みの充電器も提携充電器に申請することは可能でしょうか？また、認証機がない充電器でも申請は可能でしょうか？

A 2. 2014 年度までに設置済みの充電器でも提携条件を満たす充電器であれば、申請することは可能です。提携条件では NCS が指定する認証プロバイダーとの通信利用契約の締結および認証機の搭載が必要となります。

Q 3. NCS が指定する認証プロバイダーとは具体的には何ですか？また、認証プロバイダーが NCS 指定の会社と異なる場合でも申請は可能ですか？

A 3. NCS が指定する認証プロバイダーとはジャパンチャージネットワーク、日本ユニシス、エネゲート、トヨタメディアサービスの何れかとなります。NCS 指定以外の会社では NCS による認証ネットワークの提供が不可能ですので申請することはできません。

Q 4. 充電器の設置等で政府の補助金である次世代自動車振興センター(以下 NEV)の補助金を活用することは可能ですか？

A 4. 充電器設置に際し、NEV 等の補助金を活用することは可能です。特に補助金を活用した新しい充電器とは積極的に提携を進めたいと考えております。なお、NEV 等の補助金を活用する場合には、詳細等を以下ご確認ください。

次世代自動車振興センター「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」

http://www.cev-pc.or.jp/hojo/hosei_outline.html

以 上